

2018年4月6日（金）
連合2018春季生活闘争 共闘推進集会 事例報告

全労金 春季生活闘争における取り組み

～ 嘱託等労働者の処遇改善 ～



全国労働金庫労働組合連合会
書記長 深見 正弘

●全労金の概要

【名 称】 全国労働金庫労働組合連合会（略称：全労金）

【結 成】 1956年11月18～19日

【所 在 地】 〒101 - 0063 東京都千代田区神田淡路町1 - 11 淡路町MHアネックス3F
TEL)03-3256-1015

【役 員】 18名（男性11名・女性7名）

- ・中央執行委員長 1名（専従）、中央執行副委員長 2名（専従 2名）
- ・書記長 1名（専従）、書記次長 2名（専従 2名）
- ・中央執行委員 8名、会計監事 2名
- ・特別中央執行委員 1名（連合派遣＝専従）、（書記局職員：1名）

【構成組織】 北海道労組・東北労組・中央労組・新潟労組・長野労組・静岡労組
北陸労組・東海労組・近畿労組・中国労組・四国労組・九州労組
沖縄労組・ろうきんセントラル労組（合計14単組）

【決議機関】 定期大会（毎年開催）、中央委員会（年2回以上）

【教 宣 物】 機関誌「ねっとわーく」、ニュース「ぜんろうきん」、本部通信

【ホームページ】 <http://www.zenrokin.or.jp>

【上部団体】 連 合（1993年に加盟） UN I（2005年に加盟）

【組 合 員】 8,751名（男性 3,832名、女性4,919名）※2018年1月末日現在

（うち嘱託等労働者の組合員は1,975名、関連会社の組合員は48名）

嘱託等労働者の取り組み

2001年 全労金組織拡大に向けた取り組み方針

2004年 第2期行動計画（新たな仲間づくり）

※2004年10月時点で約3,400名、うち組合員は4単組約90名

2005年度以降、本格的に「新たな仲間づくり」が開始

2008年6月 全単組で嘱託等労働者が労働組合の仲間！

2018年1月現在 組合員数は、1,975名

全労金の春季生活闘争の特徴

- 全労金の春季生活闘争は、産別方針ではあるものの、産別・加盟組合全体の「統一闘争」と位置づけ、取り組みを展開してる。
- 具体的には、全単組が必ず要求する課題の設定や、産別方針に到達していない場合に要求する課題の設定の他、「要求書提出日」「回答期限日」「全国一斉職場集会」「単組・職場を横断した檄交換」等に取り組んでいる。
- また、2010春季生活闘争からは、嘱託等労働者の賃金・労働条件の改善に集中した取り組みを展開している。
労金業態の職場では、2000年代に入り、嘱託等労働者が急激に増加し、ほぼ正職員と同様の業務を担っている。しかし、賃金、一時金、諸休暇、福利厚生等が、公正に処遇されていない実態にあるため、取り組みを強化している。

春季生活闘争の取り組み経過

2004春季生活闘争

「公正な処遇の実現」を掲げ、可能な取り組みを開始

2005春季生活闘争

- ◆基本賃金の改善 → 1単組で継続協議
- ◆一時金の制度化 → 3単組で獲得
- ◆諸手当・諸休暇の改善

2006春季生活闘争

- ◆最低賃金の統一
- ◆基本賃金の改善 → 2単組で獲得
- ◆一時金の制度化 → 3単組で獲得

春季生活闘争の取り組み経過

2007春季生活闘争

- ◆基本賃金の改善 → 5単組で獲得
- ◆一時金の制度化 → 6単組で獲得
- ◆季節休暇の付与 → 10単組で正職員と同内容
- ◆子の看護休暇の付与 → 全単組で正職員と同内容

2008春季生活闘争

- ◆一時金の獲得 → 8単組で獲得
- ◆退職金の整備 → 1単組で獲得

2009春季生活闘争

- ◆一時金の支給 → 10単組で支給
- ◆退職金の整備 → 3単組で支給

春季生活闘争の取り組み経過

2013春季生活闘争方針

改正労働契約法の趣旨を踏まえ、「安定雇用の実現」を全単組で要求に掲げます。具体的には、2013年4月1日以降雇用年数が3年を超え、無期契約を希望するすべての嘱託等労働者を対象に、期間の定めのない雇用への転換を事業体に申し入れる権利を付与することを要求します。

- ◆安定雇用の実現 → 5単組で実現
- ◆一時金の支給 → 全単組で支給

多くの単組では「継続協議」となり、嘱託等労働者の「安定雇用」に向けて、処遇のあり方と働き方の協議が進められ、「雇用の安定化」と「正職員登用制度」の確立に繋がった。

2017春季生活闘争

- ◆安定雇用の実現 → 全単組で実現
- ◆正職員登用制度 → 全単組で実現
- ◆退職金の制度化 → 13単組で支給

全労金2018春季生活闘争方針

- 基本スタンスに、「安定雇用と生活改善、及び、労働条件の統一をめざし、『底上げ・底支え』『公正処遇』の実現に取り組む」「ワークライフバランスがとれ、安心して働き続けることができる職場環境の整備に取り組む」等を掲げた。
- 具体的な要求課題は、①安定雇用の実現、②最低賃金の引き上げ、③基本賃金の改善（※嘱託等労働者だけでなく、正職員も）、④年間一時金、⑤雇用に関する環境整備、⑥公正処遇、の6点を掲げた。特に、公正処遇は「同一労働同一賃金ガイドライン（案）」を踏まえ、取り組みを強化した。
- 職場からはじめよう運動では、組合加入・未加入に関わらず嘱託等労働者に対し、全労金・単組「2018春生活闘争方針」や交渉状況の説明等、集会の開催等に取り組むこととした。

全労金2018春季生活闘争の結果

- 最低賃金の引き上げ（企業内最低賃金協定の締結）
5単組で「時給 1,000円」に到達
7単組で「時給 970円」に引き上げ
- 基本賃金の引き上げ
→一部の雇用形態を除き、全単組で定期昇給制度あり。
8単組がベースアップを要求し、5単組で改善
改善額は、月額で 500円~7,500円
時間額で 10円~20円
- 年間一時金
「報奨金」「奨励金」等の名目を含め、全単組、全雇用形態
で、一時金支給時期になんらかの支給を獲得。

全労金2018春季生活闘争の結果

- 特定事由による退職後、一定期間後の復職制度
(ジョブリターン制度)
11単組で嘱託等労働者を対象
- 失効年休積立休暇制度の適用または新設
12単組で嘱託等労働者を対象
- 私傷病欠勤・休職制度を正職員と同様
10単組で正職員と同制度を嘱託等労働者に適用
- 年次有給休暇の付与日数を正職員と同様
一部の雇用形態を除き、13単組で正職員と同日数を付与
- 生理休暇の有給付与日数を正職員と同様
一部の雇用形態を除き、全単組で正職員と同日数を付与
- 妊産婦の通院・つわり・配偶者出産休暇等を正職員と同様
一部の雇用形態を除き、全単組で正職員と同日数を付与

諸休暇・諸制度の「公正処遇」は大幅に改善！

今後の課題

- 全国13労働金庫のうち、9つに関連会社がある。
しかし、「組織化」しているのは6単組に留まっている。
多くの関連会社が、労働金庫から業務の委託を受けているにも関わらず、安定雇用、一時金の支給、諸休暇・諸制度、等に雇用形態間や労働金庫職員との違いが大きい。
- 安定雇用の実現を契機に、人事賃金制度が整備され、多くの嘱託等労働者にも定期昇給維持相当分が確保されるようになったことを踏まえ、正職員の月例賃金引き上げを本格的に進める必要がある。運動の転換をどう図るか。

全労金は、今後も、連合方針に基づき、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の実現」「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」に向けて、社会的波及を意識した運動を展開していく。

ご静聴ありがとうございました！

